

旧	新
<p>第5条（キャンセル）</p> <p>1. お客さまは、当社が別途指定する期限までに所定の手続きをとり、キャンセル料として648円を支払うことにより、本契約を解約することができます。</p> <p>2. お客さまが前項に従い本契約を解約したときで、当社が、既に、お客さまから参加料を受領しているときは、当社はお客さまに対し、当該受領済みの参加料から前項のキャンセル料を控除した金額を、当該本教室が開催されるコナミスポーツクラブにおいて返還します。</p>	<p>第5条（キャンセル等）</p> <p>1. お客さまは、当社が別途指定する期限までに所定の手続きをとり本契約を解約することができます。この場合、お客さまは、次に掲げる解約時期の区分に従い、それぞれ当該各号に定める額のキャンセル料を支払います。</p> <p>(1) 本教室開催日（複数開催日がある本教室の場合開催期間の開始日。以下本項において同じ。）の8日前までの解約・・・・・・・・・・432円</p> <p>(2) 本教室開催日の7日から前日までの解約・・・・・・・・・・消費税及び地方消費税相当額込の本教室料金の40%</p> <p>(3) 本教室開催日以降の解約・・・・・・・・・・消費税及び地方消費税相当額込の本教室料金の全額</p> <p>2. お客さまが前項に従い本契約を解約したときで、当社が、既に、お客さまから参加料を受領しているときは、当社はお客さまに対し、当該受領済みの参加料から前項のキャンセル料を控除した金額を、当該本教室が開催されるコナミスポーツクラブにおいて返還します。</p> <p>3. お客さまが、当社に第1項に定める手続きをしないときは、本教室に参加しなかった場合であっても、当社はお客さまから受領した本教室料金を返還いたしません。</p>